

札幌市健康づくり推進協議会要綱

(平成 15 年 2 月 19 日保健福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市健康づくり推進協議会規則（平成 26 年規則第 60 号）第 7 条の規定に基づき、札幌市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき定める札幌市健康づくり基本計画（以下「計画」という。）の策定、推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の普及啓発に関すること。
- (3) 地域保健・職域保健の連携推進に関すること。
- (4) その他札幌市の健康づくり施策に関すること。

(委員等)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係団体の代表者
 - (3) 健康保険団体の代表者
 - (4) 職域保健関係団体の代表者
 - (5) 教育関係団体の代表者
 - (6) 市民団体の代表者
 - (7) 地域の代表者
 - (8) その他計画の推進に必要と認める者
- 2 前項の規定に関わらず、委員は公募により応募したもののうちから委嘱し、又は任命することができる。

(札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会に関し必要な事項については、別に定める。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、保健福祉局保健所健康企画課において行う。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。
- 2 (仮称)札幌市健康づくり基本計画策定委員会設置要綱（平成 13 年 3 月 12 日保健福祉局長決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 6 日から施行する。